

決 定 要 旨

被 審 人（住所） 神奈川県
（氏名） A

上記被審人に対する平成26年度（判）第2号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法（以下「法」という。）第185条の6の規定により審判長審判官梶浦義嗣、審判官城處琢也、同琴岡佳美から提出された決定案に基づき、法第185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金1042万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成26年7月28日

2 事実及び理由

課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第1回の審判の期日前に、課徴金に係る法第178条第1項第14号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

平成26年5月26日

金融庁長官事務代理 桑 原 茂 裕

(別紙 1)

1 課徴金に係る法第 178 条第 1 項各号に掲げる事実

法第 178 条第 1 項第 14 号に該当

被審人は、東京証券取引所市場第二部に上場されていた三洋貿易株式会社の株式（平成 25 年 10 月 23 日付で東京証券取引所市場第一部に指定）につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、別表記載のとおり、平成 25 年 6 月 17 日午前 9 時 11 分頃から同月 18 日午後 2 時 58 分頃までの間、2 取引日にわたり、東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号所在の株式会社東京証券取引所において、B 証券株式会社を介し、直前の約定値より高値の買い注文と売り注文を対当させて株価を引き上げたり、直前の約定値より高指値の買い注文を発注して株価を引き上げるなどの方法により、同株式合計 8 万 3 6 0 0 株を買い付ける一方、同株式 5 万 8 9 0 0 株を売り付け、もって、自己の計算において、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同市場における同株式の相場を変動させるべき一連の売買をしたものである。

(別表)

(単位：株)

取引年月日	売付株数	買付株数
平成25年6月17日	23,200	30,100
平成25年6月18日	35,700	53,500
合計	58,900	83,600

(別紙2)

2 法令の適用

法第174条の2第1項、第8項、第159条第2項第1号、第176条第2項

3 課徴金の計算の基礎

法第174条の2第1項の規定により、当該違反行為に係る課徴金の額は、

- (1) 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

及び

- (2) 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等又は買付け等の数量が、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等又は売付け等の数量を超える場合、当該超える数量に係る有価証券の売付け等の価額から当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券の買付け等についての法第130条に規定する最低の価格のうち最も低い価格に当該超える数量を乗じて得た額を控除した額、又は当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券の売付け等についての法第130条に規定する最高の価格のうち最も高い価格に当該超える数量を乗じて得た額から当該超える数量に係る有価証券の買付け等の価額を控除した額

の合計額として算定。

別紙1の別表に掲げる事実につき

- (1) 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、58,900株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は、実際の買付け等の数量83,600株に、法第174条の2第8項及び金融商品取引法施行令第33条の13第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格(715円)で買付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している当該有価証券の数量107,700株を加えた191,300株であることから、

- ① 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(58,900株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算に

よる当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$\begin{aligned} & (717 \text{ 円} \times 1,000 \text{ 株} + 718 \text{ 円} \times 5,500 \text{ 株} + 719 \text{ 円} \times 3,500 \text{ 株} + 721 \text{ 円} \times 2,700 \text{ 株} \\ & + 723 \text{ 円} \times 4,800 \text{ 株} + 724 \text{ 円} \times 2,500 \text{ 株} + 725 \text{ 円} \times 1,000 \text{ 株} + 727 \text{ 円} \times 2,200 \text{ 株} \\ & + 729 \text{ 円} \times 2,400 \text{ 株} + 730 \text{ 円} \times 2,200 \text{ 株} + 732 \text{ 円} \times 2,000 \text{ 株} + 734 \text{ 円} \times 3,100 \text{ 株} \\ & + 739 \text{ 円} \times 2,000 \text{ 株} + 740 \text{ 円} \times 3,200 \text{ 株} + 741 \text{ 円} \times 2,000 \text{ 株} + 742 \text{ 円} \times 2,400 \text{ 株} \\ & + 743 \text{ 円} \times 5,400 \text{ 株} + 744 \text{ 円} \times 6,400 \text{ 株} + 746 \text{ 円} \times 2,100 \text{ 株} + 747 \text{ 円} \times 2,500 \text{ 株}) \\ & - (715 \text{ 円} \times 58,900 \text{ 株}) \\ & = 1,032,200 \text{ 円} \end{aligned}$$

及び

- ② 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量（191,300 株）が、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量（58,900 株）を超えていることから、当該違反行為が終了してから 1 月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券の売付け等についての法第 130 条に規定する最高の価格のうち最も高い価格（798 円）に当該超える数量 132,400 株（191,300 株－58,900 株）を乗じて得た額から、当該超える数量に係る有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$\begin{aligned} & (798 \text{ 円} \times 132,400 \text{ 株}) \\ & - (709 \text{ 円} \times 100 \text{ 株} + 715 \text{ 円} \times 49,300 \text{ 株} + 716 \text{ 円} \times 600 \text{ 株} + 717 \text{ 円} \times 100 \text{ 株} \\ & + 718 \text{ 円} \times 1,800 \text{ 株} + 719 \text{ 円} \times 1,200 \text{ 株} + 720 \text{ 円} \times 2,000 \text{ 株} + 721 \text{ 円} \times 3,500 \text{ 株} \\ & + 722 \text{ 円} \times 3,000 \text{ 株} + 723 \text{ 円} \times 6,300 \text{ 株} + 724 \text{ 円} \times 4,500 \text{ 株} + 725 \text{ 円} \times 2,200 \text{ 株} \\ & + 726 \text{ 円} \times 200 \text{ 株} + 727 \text{ 円} \times 3,100 \text{ 株} + 728 \text{ 円} \times 1,300 \text{ 株} + 729 \text{ 円} \times 100 \text{ 株} \\ & + 730 \text{ 円} \times 300 \text{ 株} + 731 \text{ 円} \times 400 \text{ 株} + 732 \text{ 円} \times 3,600 \text{ 株} + 733 \text{ 円} \times 2,200 \text{ 株} \\ & + 734 \text{ 円} \times 4,300 \text{ 株} + 735 \text{ 円} \times 600 \text{ 株} + 736 \text{ 円} \times 100 \text{ 株} + 737 \text{ 円} \times 600 \text{ 株} \\ & + 738 \text{ 円} \times 1,000 \text{ 株} + 739 \text{ 円} \times 3,200 \text{ 株} + 740 \text{ 円} \times 5,400 \text{ 株} + 741 \text{ 円} \times 4,300 \text{ 株} \\ & + 742 \text{ 円} \times 3,200 \text{ 株} + 743 \text{ 円} \times 7,300 \text{ 株} + 744 \text{ 円} \times 6,700 \text{ 株} + 745 \text{ 円} \times 2,800 \text{ 株} \\ & + 746 \text{ 円} \times 4,200 \text{ 株} + 747 \text{ 円} \times 2,900 \text{ 株}) \\ & = 9,396,800 \text{ 円} \end{aligned}$$

の合計額 10,429,000 円となる。

- (2) 法第 176 条第 2 項の規定により、上記(1)で計算した額の 1 万円未満の端数を切捨て、10,420,000 円となる。